



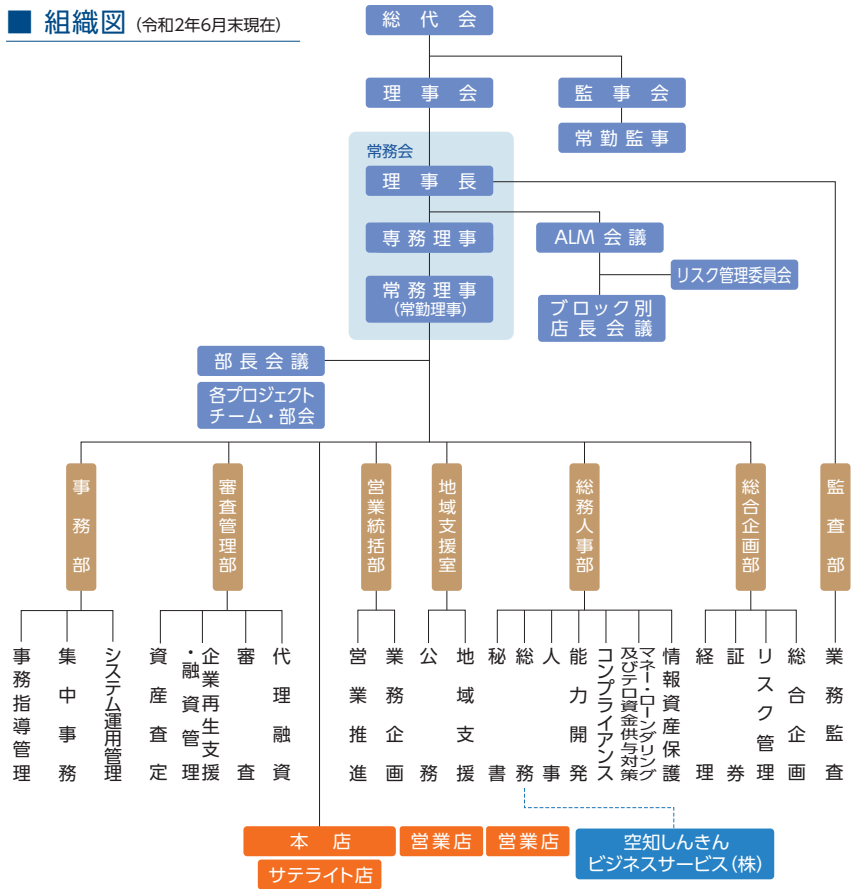
当金庫の組織・主な事業の内容

役員 (令和2年6月末現在)

理事長 (代表理事)	熊尾 憲 昭
常務理事 (代表理事)	平川 卓
常務理事 (代表理事)	佐藤 信悦
常勤理事	高橋 哲也
常勤理事	佐々木 顕
理事※1	松原 正和
理事※1	秋田 雅幸
理事※1	角谷 史彦
理事※1	及川 聡
理事※1	東井 源
常勤監事※2	佐藤 俊英
監事※2	伊澤 珠樹
監事	高瀬 謙二郎

※1 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事 ※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事

組織図 (令和2年6月末現在)



空知信用金庫の概要 (令和2年3月末現在)

創立	大正14年1月6日
本店	岩見沢市3条西6丁目2番地1
出資金	8億円
預金	2,992億95百万円
貸出金	1,327億27百万円
店舗数	21店舗
常勤役員数	229人

当金庫の主要な事業の内容 (令和2年6月末現在)

- 預金および定期積金の受入れ
- 資金の貸付けおよび手形の割引
- 為替取引
- 上記1~3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - 債務の保証または手形の引受け
 - 有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものおよび短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)または有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - 有価証券の貸付け
 - 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下、「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱いおよびはね返り玉の買取り
 - 金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - 短期社債等の取得または譲渡
 - 次に掲げる者の業務の代理
 - 日本銀行、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構など
 - 次に掲げる者の業務の代理または媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
 - 金庫(信用金庫および信用金庫連合会)
 - 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 振替業
 - 両替
 - デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - 金融等デリバティブ取引(5)および(13)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - 金の取扱い
 - 次に掲げる信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
- 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4)により行う業務を除く。)
- 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - 地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託
 - 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付および保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定および求償権の管理回収業務を除く。)
 - 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録に係る業務